

令和 7 年度
事業計画並びに収支予算

社会福祉法人
奈良県社会福祉協議会

令和 7 年度事業計画

I 社会福祉をめぐる動向

- 少子高齢化と人口減少、社会・経済構造の変化などの社会情勢を背景に、孤独・孤立、虐待・生活困窮・ひきこもりなど、従来の福祉の枠組みでは対応が困難な生活課題が多様化・複合化しています。
- また、長引く物価高騰や相次ぐ自然災害により、暮らしの基盤のゆらぎが常態化しています。
- 国においては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築や、少子化対策の重要性が示されています。
- 奈良県においては、令和4年度からの5ヶ年を期間とした「奈良県地域福祉計画」に基づく施策が展開されています。

II 奈良県社会福祉協議会のミッション

- 一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり
 - ・地域で、誰もがその存在を大切にされ、社会とのつながりと周囲からの承認を実感する中で、主体的な参加を進めることにより、ともに支え合うまちづくりを推進することを目指します。＜社会的包摂＞

III 目標とする地域像

- 『一人ひとりが大切にされ ともに支え合うまち』

IV 3年間（令和6～8年度）の活動目標

- 『次代につながる豊かな地域福祉実践を共創する』
 - 不安定な社会情勢や孤独・孤立の問題が深刻化するなか、「つながり、支え合う」ことや、「多様性を認め合い、一人ひとりが大切にされる」社会の実現が求められています。
 - 奈良県社協は、「住民主体」の考え方を基本とする民間団体として、多様な主体との協働を促進しながら、次代につながる豊かな地域福祉実践を共に創っていきます。

V 第8次活動推進計画に取り組む上での「基本姿勢」

- ① 「社会の変化を読み解き」、常に先にある社会的な課題を考えます。
- ② 「実践者として自ら行動」し、「地域福祉の新しい協働の波」を起こします。
- ③ 民間としての機動力を発揮し、「柔軟でタイムリーな」活動を展開します。
- ④ 県行政との信頼関係を基盤に、「市町村の地域福祉施策への支援」に力を注ぎます。

VI 重点活動方針

1 誰もが参加の機会と役割のある支え合う地域づくりの推進

県社協は、誰もが参加の機会や役割を持って暮らしていくことのできる「住民が主役の地域づくり」を推進します。

また、暮らしにくさを抱えた人が包摂される地域社会の実現に向けて福祉理解を広げ、多様な地域活動支援を進めていきます。

さらに、多様な主体と連携・協働して災害にも強いまちづくりに取り組みます。

2 暮らしのセーフティネットとしての総合相談・生活支援活動の推進

県社協は、生活困窮や社会的孤立など、制度の狭間に陥りやすい方々を受けとめる包括的相談支援体制の整備と地域生活支援の充実に取り組みます。

3 地域の生活課題に対応する新たな活動や仕組みの開発

県社協は、県域の関係団体や多様な主体とのネットワークを広げ、県内の地域課題等に対応する新たな仕組みの開発等につなげます。

4 地域生活を支える専門性の高い福祉サービスの充実と人材育成・定着支援

県社協は、人口減少・少子高齢化に伴う複合化・複雑化した課題に対応したサービスを提供できる次世代の人材を育成し、定着を進めます。

また、社会福祉法人が、多様な組織・関係者と連携・協働を図り、地域のネットワークの中心となって活動を展開する役割や機能の更なる充実に向けて支援します。

5 県社協の組織・経営基盤の充実・強化

県社協は、法人の使命や目標を達成するため、経営基盤と業務執行体制の充実強化に取り組みます。

VII 重点活動方針に基づく令和7年度の重点取組

1 誰もが参加の機会と役割のある支え合う地域づくりの推進

- ①支え合う福祉コミュニティづくりの推進と地域福祉推進体制の充実
 - ・分野を超えた多様な地域活動に関する情報の集約・発信と実践
 - ・こども食堂をはじめとした地域の居場所の拡充
- ②「ふくし」理解の広がり住民参加の促進
 - ・ふくし教育の協同実践ができるテーブルづくり（ふくし教育プラットフォーム）
 - ・あらゆる世代が多様な地域活動について学び、実践できる場づくり
- ③災害時にも対応できる仕組みの充実
 - ・市町村域の被災者支援のためのネットワークの構築

2 暮らしのセーフティネットとしての総合相談・生活支援活動の推進

- ④包括的な相談支援と地域生活支援の充実
 - ・生活困窮者の就労、家計改善、住まいの安定に向けた支援の強化
 - ・生活福祉資金借受世帯へのフォローアップ支援
- ⑤地域における権利擁護のシステムづくりと資源開発
 - ・権利擁護支援の充実に向けた新たな取組を検討する場の設置

3 地域の生活課題に対応する新たな活動や仕組みの開発

- ⑥地域の課題やニーズの集約と多様な協働のテーブルづくり
 - ・福祉の枠組みを超えた幅広い団体との協議の場づくり
- ⑦新たな協働の創造と実践
 - ・教育関係機関・団体等との協働によるこども未来応援事業の展開

4 地域生活を支える専門性の高い福祉サービスの充実と人材の育成・定着支援

- ⑧福祉人材の確保・育成・定着支援
 - ・福祉業界の魅力を発信する広報やセミナーの実施
 - ・求職者の希望や適性に沿った就職支援、新入職員向けのプログラムの拡充
 - ・キャリアパス研修等による福祉人材の育成、定着支援

5 県社協の組織・経営基盤の充実・強化

- ⑨事務局機能と人材育成の強化、財源確保の取組強化と活用
 - ・アクションレポートの発行、テーマ別プロジェクトによる事業展開
 - ・職員研修体系の充実、目標管理制度の定着化
 - ・寄附や賛助会員の拡大、地域福祉実践を応援できる仕組みの構築

VIII 実施事業

1 誰もが参加の機会と役割のある支え合う地域づくりの推進

(1) 支え合う福祉コミュニティづくりの推進
【事業項目】 ①なら小地域福祉活動サミット2025 ②地域福祉実践の可能性を広げるための新たな推進方策を基盤とした、多様な地域活動実践の集約・発信 ③こどもの未来応援プロジェクト「奈良こども食堂サポート事業」
【実施の目的・概要】 ①県内で活躍する小地域福祉活動者や関係団体等が一堂に会し、実践交流を行うことで全県的な活動活性化の気運を高めます。 内容：基調講演、実践事例発表等 対象：地域福祉活動実践者、市町村社協役職員、民生委員・児童委員、地域福祉活動に関心のある者 時期：8月30日（予定） ②分野を超えた多様な「地域活動」に注目し、市町村社協をはじめとする多様な団体と連携し、住民の支え合いにつながる福祉的な意義ある活動を集約・発信することで、地域住民や地域活動を支援する専門職に実践を広げます。 また、令和6年度に整理した「地域福祉実践の可能性を広げるための新たな推進方策」をもとに、多様なつながり合い・支え合い活動を広げていきます。 ⑦集約した実践例やノウハウの情報発信 ⑧活動展開に関する相談・支援・出前講座 ⑨ポータルサイトの充実 ③地域の居場所である「こども食堂」を拡充し、こどもや子育て世帯の孤立を防止し、こどもの未来を応援します。 ⑦こども食堂コーディネーター等の配置 ・ホームページやSNSを活用したこども食堂の啓発 ・こども食堂の設置促進支援・運営支援 ・こども食堂未設置市町村への後方支援 ⑧開設（はじめる）支援：開設希望者への情報提供・相談支援 ⑨継続（つづける）支援：活動者への情報提供・相談支援 ⑩拡充（ひろげる）支援：市町村域での連携強化、企業等の協力拡大 ⑪こども食堂ネットワーク支援：団体間交流や研修等を通じた活動者間の連携強化 ⑫こども食堂認証制度推進支援：安心・安全の基盤づくり
【期待される効果】 ⑤分野を超えた地域福祉活動情報を発信し、多様な「福祉」活動実践がさらに広がる。 ⑥地域の居場所としての「こども食堂」の拡充と、こども食堂を支援するステークホルダーを拡大することで、こどもの未来を応援する共生の地域づくりにつながる。

(2) 「ふくし」理解の広がり住民参加の促進

【事業項目】

- ①地域共生社会の実現に向けた「ふくしきょういく」の推進とボランティア・市民活動支援の充実
 - ㊦奈良県総合ボランティアセンター運営基盤事業
 - ㊧県ボランティアセンター活動事業
 - ㊨ボランティア学習・ふくし教育ネットワーク事業
 - ㊩奈良県中央善意銀行運営事業
- ②県ボランティア連絡協議会との連携・協働
- ③県民生児童委員連合会との連携・協働

【実施の目的・概要】

- ①「ふくし」や生活課題への関心を高め、多様性・当事者性に対する理解を広げ、地域共生社会の実現に向けた活動を促進します。

また、ボランティア・市民活動等への参加機会の提供と支援の充実を図るため、ボランティアコーディネーターによる活動相談、「奈良ボランティアネット」等の媒体を活用した情報提供、研修の実施、活動拠点や機材の貸出等を行います。

さらには、「奈良県中央善意銀行運営事業」等を通じて、活動者への助成・支援、寄付者・企業等への成果報告の機会を通じた交流の活性化を図ります。

 - ㊦奈良県総合ボランティアセンター（以下、「VC」）運営事業
 - ・総合VC運営委員会（6月）
 - ・市町村VC等担当職員連絡会（7月）
 - ・県・市町村VC機能充実のためのワークショップ（通年）、研修会（9月）
 - ㊧県VC活動事業
 - ・ならボランティア研究集会（講演、情報交換会/2月頃）
 - ・ふくし教育実践研修会（10月）
 - ㊨ボランティア学習・ふくし教育ネットワーク事業
 - ・ふくし教育に係る研修会、情報交換会
 - ・ふくしきょういくプラットフォーム設立準備会（11月）
 - ・新プログラム・教材開発、活用方法にかかる周知啓発（通年）
 - ㊩奈良県中央善意銀行運営事業
 - ・金品預託に関する啓発・相談・受入・配分
 - ・活動助成、助成金活用講座および事業完了報告会の開催
 - ・善意銀行啓発パンフレットの制作
 - ・運営委員会（6月）、助成先団体募集、助成審査会、寄付寄贈式等（通年）
- ②ボランティア活動者の県域組織である奈良県ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア・市民活動の啓発や実践交流により活動の活性化を図ります。
- ③民生児童委員の県域組織である県民生児童委員連合会と連携し、民生児童委員活動への支援を通じて、地域福祉の推進を図ります。また、3年に一度の一斉改選にて新たに委嘱された民生児童委員の活動を支援します。

【期待される効果】

- ㊦「ふくし」や生活課題への関心と多様性・当事者性への理解が広がり、多様な地域活動のきっかけづくりと、幅広い世代による活動の活性化が促進される。また、市町村VCの機能の向上や、ボランティアコーディネーターの実践力向上が期待できる。
- ㊨地域住民のよき相談者としての民生児童委員活動の充実につながる。

(3) 共生のまちづくりにつながる地域福祉推進体制の充実

【事業項目】

- ①市町村域における包括的支援体制整備の実践支援
- ②コミュニティソーシャルワーカーの養成・配置促進
- ③市町村社協の運営支援と連携・協働

【実施の目的・概要】

- ①地域共生社会の実現に向けて、市町村域における包括的な支援体制整備の推進を実践面から支援します。
 - ㊦現地支援相談員の配置
 - ・市町村域の実践現場の個別支援
 - ①市町村への現場密着型支援
 - ・包括的な支援体制の整備に取り組む市町村への相談対応
 - ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援
 - ・双方向の場づくりとなる会議の開催
 - ・市町村の庁内連携につながる研修企画等の相談対応
 - ㊧市町村間の相互支援
 - ・市町村相互の情報交換会（年２回程度）
 - ・体制整備実務担当研修（年１回）
- ②世代や対象を問わず制度の狭間にある困りごとに対応するとともに、地域づくりを進めるコミュニティソーシャルワーク実践を、地域共生社会へ向けた推進の基盤として育成し、県内に普及します。さらに、自治体単位でのチーム参加制を導入し、分野を超えた専門職のチーム力を向上します。
 - ㊦コミュニティソーシャルワーカーの育成
 - ・コミュニティソーシャルワーク実践研修Ⅰ（養成）
対象：市町村社協職員、福祉施設等職員、地域包括支援センター職員等
 - ・コミュニティソーシャルワーク実践研修Ⅱ（実践力向上）
対象：実践研修Ⅰの修了者、修了者とともに参加するチーム員
 - ①コミュニティソーシャルワーカーの配置促進・導入支援
 - ・先行例を用いた啓発
 - ・導入社協の個別支援
 - ・協働実践事例の集約・発信
- ③地域福祉の中核的な推進組織である市町村社協活動の活性化と基盤強化の取組を支援するとともに、連携・協働を進めます。
 - ㊦市町村社協支援につなげる地域担当制の導入
 - ①市町村社協職員研修
 - ㊧県内社協連絡会議
 - ㊦市町村社協事務局長会、県内社協職員連絡会との協働

【期待される効果】

- ㊦分野を超えた関係機関が市町村域でつながり、地域福祉推進体制が構築される。
- ㊦地域福祉を推進する専門職が配置・育成される。

(4) 災害時にも対応できる仕組みの充実

【事業項目】

- ①市町村災害支援ネットワーク推進事業
- ②災害ボランティア本部機能強化事業
- ③大規模災害に備えた県内外への応援派遣の体制づくり
- ④官民連携による被災者支援体制整備事業
- ⑤奈良県災害福祉支援ネットワークの運営

【実施の目的・概要】

- ①災害ボランティアセンター（以下、「災害ＶＣ」）を被災者支援のための協働の拠点として位置づけ、被災者支援において社協の限界を支援の限界にしないために、平時から市町村域にて地域内外の様々な団体との顔の見える関係づくりと、外部支援団体を効果的に被災地へ調整するためのコーディネーションの仕組みづくりを進め、災害ＶＣを軸とした連携・協働できる市町村域の被災者支援のためのネットワークの構築を行います。
- ⑦市町村の災害支援体制の強化支援
 - ・市町村災害関連連絡調整会議の開催（年１回）
 - ・広域連携体制の促進（市町村域・郡域：随時）
 - ・地域協働型災害ＶＣ設置・運営訓練の実施支援（市町村域：随時、広域：年２回）
- ①災害ＶＣを軸とした被災者支援ネットワーク会議の構築
 - ・市町村域（広域）を軸とした災害支援ネットワークのモデル実施（随時）
 - ・災害ボランティアコーディネーター実践力強化研修（９月、１月）
- ⑤ＩＣＴを活用した災害対応力の強化
 - ・奈良県版災害ＶＣ運営アプリの運用
 - ・ＩＣＴを活用した災害対応力強化研修会（６月、１２月）
- ②災害時に被災地への支援活動を円滑に行うことができるように、平時からボランティアとコーディネーター養成、及び関係機関や団体との顔の見える関係づくりを行い、発災時に速やかに非常時体制へ移行し、連携・協働した被災地支援が展開できるよう、機動拠点としての「災害ボランティア本部」の充実・機能強化を図ります。
- ⑦災害支援ネットワークの実働化
 - ・奈良防災プラットフォーム連絡会の運営（連絡会：７月、定例会：年４回）
 - ・全国災害支援組織とのネットワーク形成
- ①災害支援活動を担う多様な人材の発掘・養成
 - ・災害ボランティア登録者連絡会（年１回）
 - ・災害ボランティア養成研修（中高生向け特別講座、若者向け入門セミナー）
- ⑤災害時に多様な主体が連携できる体制整備
 - ・災害中間支援組織の拡充と機能強化を進める検討会（年３回）
 - ・被災者支援コーディネーター育成研修（年１回）
- ③災害ＶＣを運営する者の資質向上を図るとともに、発災時に災害ボランティアバスを運行し、被災地の復旧・復興支援を行う。
 - ⑦近畿ブロック社協災害支援研修への職員派遣（９月頃）
 - ①災害ボランティアバスの運行（災害発生時）
 - ⑤ＩＣＴを活用した災害対応力の充実と拠点配置（通年、発災時）

- ④災害時に多様な主体が連携・協働し、円滑に被災地を支援できるように、平時からＩＣＴを活用した情報共有の仕組みづくり、支援拠点の配置、コーディネーター養成及び関係機関や団体との顔の見える関係づくりを行い、災害中間支援組織である「奈良防災プラットフォーム連絡会」の拡充と機能強化を図ります。
- ㊦災害中間支援組織の拡充と機能強化を進める検討会の開催（年３回）
 - ㊧被災者支援コーディネーターフォローアップ研修（年１回）
 - ㊨ＮＰＯ・企業のための災害支援を考えるフォーラム（年１回）
 - ㊩県域・市町村域の多様な主体間の連携・協働を考えるネットワーク会議（年３回）
- ⑤「奈良県災害福祉支援ネットワーク」において、災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時には福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を行います。
- ㊦奈良県災害福祉支援ネットワーク会議の開催（年１回）
 - ㊧奈良県災害派遣福祉チーム員登録時研修の実施（３府県合同：年１回）
 - ㊨奈良県災害派遣福祉チーム編成訓練の実施（年１回）
 - ㊩奈良県災害派遣福祉チーム員研修の開催（年１回）
 - ㊪奈良県災害福祉支援ネットワーク部会の開催（年３回）
 - ㊫会報「奈良ＤＷＡＴ」の発行（年１回）
 - ㊬奈良県災害派遣福祉チーム員の派遣調整（大規模災害発生時）

【期待される効果】

- ㊸平時から、市町村域にて社協間と地域内外の様々な団体とのネットワークの構築と、外部支援団体を効果的に被災地へ調整するためのコーディネーションの仕組みづくりを進めることで、発災時にスムーズな被災者支援が展開できる。
- ㊹多様な主体間で平時から顔の見える関係づくりができ、発災時に連携・協働し、スムーズな被災者・被災地支援が展開できる。

(5) すこやか長寿センター事業

【事業項目】

- ①情報誌「すこやか・なら」の発行
- ②ならシニア元気フェスタ（奈良県高齢者スポーツ文化交流大会）
- ③シニア県展（奈良県高齢者美術展）
- ④全国健康福祉祭への選手派遣
- ⑤元気シニア養成・生きがい人材バンク支援事業
- ⑥すこやか長寿センターの運営

【実施の目的・概要】

- ①シニアグループ活動の普及・啓発を図ることを目的に、地域における先駆的でユニークな活動を広報するための情報誌「すこやか・なら」を発行します。
発行部数：8,000部／回
発行回数：3回／年
- ②全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣選考会を兼ねた「ならシニア元気フェスタ」を開催します。
期 間：令和7年5月10日他
会 場：奈良県立橿原公苑周辺
種 目：弓道、グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、マラソン、ウォークラリー、囲碁、将棋、健康マージャン、太極拳、サッカー、テニス、ソフトテニス、水泳、ゲートボール、ペタンク、剣道、バウンドテニス、スポーツウェルネス吹矢、ソフトボール、卓球（ラージボール）、還暦野球、ダンススポーツ（計23種目）
- ③高齢者が作品創作を通して仲間づくり・生きがいづくりを進めるとともに、積極的な社会参加を促進することを目的にシニア県展を開催します。
期 間：令和7年8月30日～9月3日（8月31日 作品講評会開催予定）
種 目：日本画、洋画、書、工芸、写真
場 所：さざんかホール（大和高田市文化会館）
- ④高齢者がスポーツや文化活動を通じ、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的とした全国健康福祉祭ぎふ大会に選手を派遣します。
時 期：令和7年10月18日～21日
場 所：岐阜県内24市町（31種目）
- ⑤若年シニア層を対象に社会活動の場を創出・維持する人材を育成し、希望にあう活動の場を提供することで社会との関わりを持ち続けるための環境づくりを推進します。
内容・時期等：㊦セカンドライフセミナー（11月）
㊦人材養成講座（1～2月）
eスポーツ指導者養成コース、福祉ボランティア養成コース
- ⑥すこやか長寿センターの運営

【期待される効果】

- ㊦高齢者の生きがいと健康づくりを推進することにより、健康寿命の伸長や社会参加活動の活性化につながる。

2 暮らしのセーフティネットとしての総合相談・生活支援活動の推進

(1) 包括的な相談支援と地域生活支援の充実

【事業項目】

- ①生活困窮者自立支援事業の受託
 - ㊦自立相談支援事業、住居確保給付金の相談受付
 - ①就労訓練（中間的就労）推進事業
 - ㊧奈良県生活困窮者等広域就労準備支援事業
 - ㊨市町村支援員人材養成等事業
 - ㊩生活困窮者アウトリーチ支援事業
- ②奈良県子どもの「心と学び」サポート事業（地域型及び訪問型生活・学習支援）の受託
 - ㊦地域型子どもの学習支援・居場所づくり
 - ①困難を抱えた子どもへの訪問型支援
 - ㊧子どもを育む家庭・生活環境の改善支援
- ③こどもの未来応援事業（小津こども福祉基金運用事業）
 - ㊦高校生等通学定期代助成金の支給
 - 新①高校生世代の居場所づくり助成金の創設
- ④フードレスキュー事業
- ⑤ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ⑥児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- ⑦生活福祉資金貸付事業
- ⑧緊急小口資金等の特例貸付債権管理事業
 - ㊦特例貸付債権管理センターにおける債権管理
 - ①借受人へのフォローアップ支援体制の整備

【実施の目的・概要】

- ①県、市町村行政や社協、関係機関等と連携し、様々な暮らしづらさを抱えた人の相談を受け止め、断らない相談支援を展開するとともに、経済的困窮や社会的孤立状態にある人の自立やその人らしい社会参加を促進します。
また、広域事業を推進し、多様な主体と協働することにより、奈良県全体の生活困窮者支援を推進します。
- ㊦生活困窮から脱することが困難な世帯に対し、就労支援、家計改善等、自立に向けた支援を展開します。また、実践を通して様々な支援機関とのネットワークを構築し、地域の相談対応力の強化を目指します。
- ①生きづらさや働きづらさを抱えた方やひきこもり等社会的孤立状態にある方が、その人らしい働き方を実現できるよう支援します。また、認定就労訓練事業所の開拓並びに事業所の支援を行うことで安定した事業運営を推進します。
- ㊧広域に事業展開することにより、スケールメリットを活かし、ニーズに応じた多様なプログラムの開発・実施を目指します。また、参加自治体の相互連携を深め、県内の相談支援機関の支援力の向上を図ります。

- ⑦県内の自立相談支援機関の相談支援員、就労支援員、社協、関係機関の相談業務担当職員がモチベーションを保ち、質の高い支援が行えるように横のつながりづくりと制度・理念・ノウハウの引き継ぎにより相談援助技術向上を図ります。
- ⑧社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対し、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援を行うことで、自立支援の強化を図ります。
- ②地域の関係機関と連携・協働し複雑な問題を抱えている世帯の子どもを対象に、学習支援と居場所づくりに取組み、子どもを支える環境と地域づくりを進めることを目指します。
 - ⑦8町村域（斑鳩町・川西町・三宅町・御杖村・高取町・上牧町・広陵町・大淀町）において地域の多様なパートナーと協働し、一人ひとりの子どもが安心安全を感じられる居場所づくりを行うことで、子どもを支える体制づくりを行います。
 - 1) 学習支援員（コーディネーター）の配置
 - 2) ソーシャルワーカーの配置
 - ⑧不登校や低学力などの困難を抱えた子どもや世帯への訪問型支援を行い、必要な支援環境づくりを通して子どもの安定を図り、地域型の学習支援・居場所づくりの取組へと繋げていきます。
 - 1) 子どもの学習相談支援員（訪問支援）の配置
 - 2) 26町村域での個別訪問型学習支援の展開
- ③生活困窮等の様々な課題を抱えるこどもの健全育成と地域福祉の増進を目的に、小津子ども福祉基金を活用し、他機関との関係を築きながら民間ならではの支援を創造、展開します。
 - ⑦高校生等の進路選択を応援するため、26町村（十津川村除く）の1～2年生を対象に、通学定期代を一部助成する取組を実施し、取組を通じた実状の把握により、新たな事業展開につなげます。
 - ⑧高校生世代が気軽に訪れる第三の居場所の助成金創設に向け、学校や支援団体等との検討を行い、より有意義な場の創造につなげます。
- ④喫緊の生活に困窮している相談者に対し、緊急の食料支援を行い、安定した生活に結びつけていきます。
 - ⑦食料品の調達及び管理
- ⑤高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に入学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭に対し、入学準備金・就職準備金を貸付することにより、資格取得を促進し自立の促進を図ります。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて就職活動に意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けることによって就労促進を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。
 - ⑦入学準備金
 - ⑧就職準備金
 - ⑨住宅支援資金
 - ⑩福祉事務所と連携した相談
- ⑥児童養護施設等を退所後に就業する者、または大学等において高等教育を受ける者に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を行うことにより、児童養護施設退所者等の自立を支援します。
 - ⑦生活支援費
 - ⑧家賃支援費
 - ⑨資格取得支援費
 - ⑩児童養護施設等と連携した相談

- ⑦生活福祉資金の貸付と自立に向けた相談支援を行います。
 - ㊦生活福祉資金運営委員会（年12回）
 - ㊧市町村社協、民生・児童委員、福祉事務所、警察、ハローワーク等との情報共有による各種サービスや資金制度の適正利用と相互理解の促進
 - ㊨市町村社協と連携した計画的な償還の促進と債権管理
 - ㊩民生・児童委員と連携した生活支援
- ⑧緊急小口資金等特例貸付後の自立した生活を支援します。
 - ㊦市町村社協や自立相談支援機関と連携した生活困窮世帯への支援
 - ㊧特例貸付債権管理センターにおける適切な債権管理
 - ㊨市町村社協と連携した借受世帯への相談支援と償還促進

【期待される効果】

- ㊱地域との連携により伴走型支援を展開し、生活困窮や社会的孤立などの状態に置かれている方々が地域で役割や居場所を得て自立した生活を送れるようになることで、ともに支えあうまちづくりの実現が期待できる。
- ㊲困難な状況である子どもに対し、学習支援や居場所づくりへの参加の機会を提供することで将来への展望を拓き、貧困の連鎖を防止し、子どもの健全な育ちを支える地域づくりにつながる。
- ㊳「高校生等通学定期代助成金」の支給を通じ、こどもの健全育成に関する潜在的なニーズを把握するとともに、高校生世代の居場所づくりを後方支援することで、ニーズに沿った新たな仕組みの展開につながる。
- ㊴食料支援により、生活困窮者（世帯）の生活改善と自立（自律）につながることを期待できる。
- ㊵ひとり親の養成機関入学・卒業・求職活動時の資金需要に対応することにより、ひとり親家庭の就労自立につながる。
- ㊶児童養護施設等退所者等が制度を活用し、就業及び就学生活が安定することで、自立の促進が図れる。
- ㊷貸付や相談支援を通じ、生活に困難を抱えている者の生活再建につながる。

(2) 地域における権利擁護のシステムづくりと資源開発

【事業項目】

- ①日常生活自立支援事業
- ②地域ささえあい基金運用事業
- ③運営適正化委員会設置運営事業

【実施の目的・概要】

- ①認知症や障害のある方等が望む地域生活実現となるよう、併せて暮らしの場で安心して生活できるよう、意思決定支援を基盤に市町村社協と連携して福祉サービス利用援助事業の充実を図り、地域における権利擁護ニーズに対応できる相談支援機能と生活支援機能の強化を促進します。また、事業が安定的に実施できるよう、運営基盤の強化を図ります。
 - ㊦専門員の配置と個別ケースへのスーパーバイズ
 - ㊧契約締結審査会：年6回
 - ㊨担当職員研修会：年2回
 - ㊩生活支援員研修会：年1回
- ②地域ささえあい基金を活用し、安心した暮らしの基盤となる「権利擁護支援の充実」に資する実践促進につながるよう新たな取組を構想します。
 - ㊦コーディネーターの配置
 - ㊧基金を活用した新たな取組を検討・協議する場（権利擁護プラットフォーム）の設置
 - ㊨権利擁護支援者の支援ならびに権利擁護ニーズを抱えている方への社会参加につながる取組の検討・実施
- ③日常生活自立支援事業の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する苦情解決に取り組む、福祉サービスの充実と利用者の権利擁護を促進します。
 - ㊦日常生活自立支援事業の適正な運営の確保
 - ・運営監視合議体：年4回
 - ・書類等預かりサービス現地調査：年2回
 - ㊧事業者段階での苦情解決システムの充実
 - ・施設・事業への巡回訪問：年2回
 - ・苦情解決研修会：年1回 ※苦情受付担当者を対象とした実務研修
 - ・第三者委員研修会：年1回 ※第三者委員の設置率向上と活性化のための研修
 - ㊨運営適正化委員会による苦情解決活動の充実
 - ・苦情相談の受付、面接、事情調査、あっせん等
 - ・苦情相談解決合議体：年6回

【期待される効果】

- ㊦認知症や障がいのある者等が、身近な地域で安心して生活が送れるよう、市町村における権利擁護ニーズに対応できる仕組みの整備や権利擁護支援に必要な資源開発が進む。
- ㊦県内の権利擁護ニーズを把握し、既存の支援策の充実や新たな支援方策を開発することで、権利擁護支援を必要としている方（当事者）の豊かな暮らしにつながる権利擁護支援策の選択肢が広がるとともに、QOL向上につながる。
- ㊦中立・公平な立場で、福祉サービスの利用者と提供者間の苦情解決が図られるとともに、福祉サービスの質の向上につながる。

(3) 奈良県交通遺児等援護積立金運営事業

【事業項目】

- ①交通遺児等激励・入学祝金・就職(入学)準備金給付事業
- ②交通遺児等交流事業

【実施の目的・概要】

- ①交通事故や自然災害により、父又は母等を失った児童の福祉の向上と健全な育成を目的に、激励金、入学祝金、就職・入学準備金の給付を行います。
 - ㊦激励金
遺児一人につき10万円
 - ㊧入学祝金
遺児が小学校、中学校、高等学校に入学したとき各5万円
 - ㊨就職・入学準備金
過去に激励金の給付を受けた者等のうち、就職又は大学等への進学予定者一人につき10万円対象者：交通事故や自然災害により父母等保護者が死亡した県内に居住する満18歳未満の児童等
給付等：遺児等の住所地の市町村を申請窓口として給付
- ②父や母を失った児童やその保護者が、同じ境遇の者と交流を深める機会等を関連団体と連携して設定し、児童の健全育成とその保護者の福祉の増進を図ります。
 - ㊦交流事業
奈良県交通災害遺族会との協働による夏期野外活動、クリスマスパーティー等

【期待される効果】

- ㊦交通事故や災害等で生活に不安を感じている家庭の福祉の向上に寄与できる。
- ㊦当事者団体の活動の活性化につながる。

3 地域の生活課題に対応する新たな活動や仕組みの開発

(1) 地域課題やニーズの集約と多様な協働のテーブルづくり
【事業項目】 ①多様な団体との協議・協働の場づくり
【実施の目的・概要】 ①地域ささえあい基金を活用し、安心した暮らしの基盤となる「権利擁護支援の充実」に資する実践促進につながるよう新たな取組を構想します。【再掲】 ②コーディネーターの配置 ③基金を活用した新たな取組を検討・協議する場（権利擁護プラットフォーム）の設置 ④権利擁護支援者の支援ならびに権利擁護ニーズを抱えている方への社会参加につながる取組の検討・実施
【期待される効果】 ㊦新たな地域課題に対応する分野を超えた取組が展開される。

(2) 新たな協働の創造と実践
【事業項目】 ①教育関係機関・団体等との協働によるこどもの未来を応援する事業の実施 ②社会福祉法人の地域貢献活動の促進と共同実践
【実施の目的・概要】 ①高校生世代が気軽に訪れる第三の居場所の助成金創設に向け、学校や支援団体等との検討を行い、より有意義な場の創造につなげます。【再掲】 ②高校生等通学定期代助成金の支給 ③高校生世代の居場所づくり助成金の創設 ④社会福祉法人の地域貢献活動に関する情報発信や、市町村域や広域における取り組みを支援します。
【期待される効果】 ㊦制度の狭間の問題や社会的課題の解決に向けて、新たな協働実践が創出される。 ㊧地域貢献活動を実践する社会福祉法人の裾野が広がる。

4 地域生活を支える専門性の高い福祉サービスの充実と人材育成・定着支援

(1) 安心で質の高いサービス提供につながる人材の確保

【事業項目】

- ①福祉人材センター運営事業
 - ㊦福祉人材センター運営委員会
 - ①求人・求職データ保守管理
 - ㊵離職介護福祉士等届出制度
- ②無料職業紹介事業
- ③福祉の就職フェア
- ④人材確保対策推進事業
- ⑤福祉・介護人材参入促進事業
 - ㊦福祉・介護人材マッチング機能強化事業
 - ①介護のお仕事チャレンジ事業
- ⑥介護従事者確保事業
 - ㊦介護のしごと魅力啓発事業
 - ①介護職員交流推進事業（新人職員交流会）
- ⑦介護福祉士修学資金等貸付事業
 - ㊦介護福祉士等修学資金
 - ①再就職準備金
 - ㊵実務者研修受講資金
 - ①介護福祉分野就職支援金
 - ㊵障害福祉分野就職支援金
 - ㊵福祉系高校修学資金
- ⑧保育人材バンク運営事業
 - ㊦保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ⑨保育士修学資金貸付等事業
 - ㊦保育士修学資金
 - ①就職準備金

【実施の目的・概要】

- ①福祉人材の確保に関する今後の推進方策等について協議・検討を行います。また、求職者および求人に関する情報の共有等、ハローワークとの連携事業を行います。
（運営委員会：1回）
- ②求人・求職登録の受付、求職相談、就職先の情報提供や紹介・斡旋を行い、福祉分野への参入を促進します。
- ③卒業予定の学生及び福祉職場に就職を希望する者等を対象とした県内福祉施設・事業所等との合同求人説明会を開催し、福祉分野への就業の促進を図ります。
時 期：令和8年3月
場 所：奈良県コンベンションセンター（予定）

- ④人材不足の著しい業界団体や労働局と連携し、「しごと」体験が可能な参加型イベントの開催を通じて、福祉の仕事への興味・関心を引き起こし、職業理解を促すことで将来的な福祉介護人材の開拓を目指します。
- ⑤多様な求職者や求人事業所のニーズ把握をもとに、地域の実情に応じたマッチングの強化を進めます。また、福祉・介護職場の雰囲気や仕事内容を体験できる場を提供することで、円滑な人材参入を促進します。
- ⑥介護の仕事の魅力を広く発信し、多様な人材の参入と即戦力である潜在介護人材の就労を促進します。また、交流会を通じた新規入職者の仲間づくりにより定着を支援します。
- ⑦介護福祉士等の資格取得を目指す養成機関の学生や離職した介護人材の再就職者、介護職員実務者研修受講者、福祉系高校生に修学資金等の貸付を行い、次代を担う介護人材の養成・確保、キャリアアップを支援します。さらに、他業種で働いていた者等に介護分野、障害福祉分野への就職支援金の貸付を行い、新たな人材の参入を促進します。
- ⑧「奈良県保育人材バンク」を運営し、就労斡旋、合同就職説明会等を実施することにより、保育士、子育て支援員及び放課後児童支援員等の就職を支援します。
- ⑨保育士の資格取得を目指す養成機関の学生に対する修学資金や、就職の準備に必要な費用等の貸付を行い、次代を担う保育人材の養成・確保、キャリアアップを支援します。

【期待される効果】

- ㊤福祉・介護・子育て支援分野の人材のすそ野の拡大と復職機会の提供により、サービスの担い手となる人材の確保が進む。
- ㊦人材の定着と安定的なサービス提供につながる。

(2) 次代を担う人材の育成とキャリア形成・定着支援

【事業項目】

- ①福祉研修運営事業
 - ㊦福祉研修運営委員会
- ②福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程
 - ㊦初任者コース
 - ㊧中堅職員コース
 - ㊨チームリーダーコース
 - ㊩管理職員コース
- ③人材育成・定着支援研修
 - ㊦スーパーバイザー養成研修
 - ㊧OJT担当者基礎研修/実践研修
 - ㊨ストレスマネジメント研修
 - ㊩あつまれ！福祉の1年生研修
- ④スキルアップ研修
 - ㊦福祉サービスマナー研修
 - ㊧対人援助コミュニケーション力向上研修
 - ㊨傾聴からはじまるストレングス発見研修
 - ㊩アンガーマネジメント基礎研修/実践研修
 - ㊰管理職員向けマネジメント研修
- ⑤福祉・介護特定業務従事者研修
 - ㊦行動援護従業者養成研修
- ⑥介護支援専門員関連研修
 - ㊦介護支援専門員実務研修受講試験
 - ㊧ケアマネジメント習熟研修
 - ㊨介護支援専門員実務研修
 - ㊩介護支援専門員更新研修/専門研修
 - ㊰介護支援専門員更新研修/再研修

【実施の目的・概要】

- ①福祉研修運営事業
福祉研修運営委員会では、県内社会福祉施設・事業所従事者の多様な研修ニーズを把握し、資質向上に寄与する研修体系の充実を図ります。
- ②福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程
福祉・介護職員が各職場においてキャリアに応じた役割を遂行できるよう、段階的・体系的な資質向上を図ります。
 - ㊦初任者コース 時期：5月～7月
 - ㊧中堅職員コース 時期：9月
 - ㊨チームリーダーコース 時期：6月～7月
 - ㊩管理職員コース 時期：8月～9月
- ③人材育成・定着支援研修
 - ㊦スーパーバイザー養成研修では、スーパービジョンの考え方や活用方法を理解し、職員の人材育成と職員間の良い関係を築くための養成を行います。
時期：6月～10月

①○ＪＴ担当者研修では、○ＪＴ担当者に求められる役割と効果的な実践方法を理解し、職員とのコミュニケーションを図りながら、その役割を遂行できるための知識や技術を修得します。

時 期：基礎研修/７月、実践研修/９～１２月

②ストレスマネジメント研修では、福祉の仕事が「感情労働」であることを認識し、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を学びます。

時 期：１２月

③あつまれ！福祉の１年生研修では、福祉職としての視点や考え方、利用者とのコミュニケーション等について学びます。

時期：６月

④スキルアップ研修

⑦福祉サービスマナー研修では、利用者・家族との信頼関係づくりを構築するためのサービスマナーを修得します。

時 期：５月

⑧対人援助コミュニケーション力向上研修では、対人援助の核となるコミュニケーション技術を修得します。

時 期：１０月～１２月

⑨傾聴からはじまるストレングス発見研修では、事例研究により利用者理解を深め、利用者のストレングスを見出すための実践的な手法を修得します。

時 期：１１月

⑩アンガーマネジメント基礎研修では、自らの怒りの感情と向き合うための基礎スキル、及びコーチングの手法を交えた「相手に伝わる叱り方」について修得します。

時 期：基礎研修/９月、実践研修/１１月

⑪管理職員向けマネジメント研修では、社会福祉施設における様々なりスクに対し、マネジメント職として求められる役割と取り組み方法について学びます。

時期：１１月

⑤福祉・介護特定業務従事者研修

⑦行動援護従業者養成研修では、行動に著しい困難を有する障害者等の行動援護を行うために必要な知識・技術を修得します。

時 期：１０月～１２月

⑥介護支援専門員養成関連研修

⑦介護支援専門員実務研修受講試験では、介護支援専門員業務に必要な知識等を有していることを確認することを目的に実施します。

時 期：１０月

⑧ケアマネジメント習熟研修では、課題分析方式の具体的使用方法について修得することを目的に実施します。

時 期：令和８年３月

⑨介護支援専門員実務研修・更新研修では、介護支援専門員の専門性の向上による利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を目的に実施します。

時 期：更新研修（専門研修）５月～令和８年３月

更新研修（再研修） ９月～１２月

実務研修 令和８年１月～６月

【期待される効果】

⑤福祉職員を対象とした各種の研修を体系的に実施し、あらゆる事業種別や職種に共通して必要な組織力や福祉専門力、地域協働力等を高めることにより、地域生活を支える人材の育成が図られる。

⑥キャリア形成や「人を育て、人が育つ」組織風土・環境づくりにつながる研修を実施することで、福祉・介護人材の定着が図られる。

(3) 社会福祉法人（社会福祉施設等）への支援の充実
【事業項目】 ①社会福祉施設種別協議会との連携・協働 ②社会福祉法人福利厚生センターの業務受託
【実施の目的・概要】 ①社会福祉施設種別協議会の役員会・部会・委員会等と連携・協働して、施設運営・利用者支援等における課題の共有化を図り、研修会、調査・研究事業等を通じて、施設機能の充実・強化に向けた取組を行います。 ⑦役員会の開催 ⑧部会・委員会・ワーキング等の開催 ⑨研究会・研修会等の開催 ②働きやすく魅力ある職場づくりを支援するため、社会福祉法人福利厚生センターの地方事務局を受託し、各法人の職員を対象とした健康・余暇・自己啓発などのサービスを提供します。
【期待される効果】 ⑤社会福祉施設の更なる専門性及び利用者・家族へのサービス等の向上につながる。 ⑥各法人における、職員の福利厚生が充実し、安心して働ける環境が整備される。

(4) 教員免許取得介護等体験事業
【事業項目】 ① 教員免許取得介護等体験事業
【実施の目的・概要】 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するための要件として、対象学生に対して社会福祉施設での介護等体験の調整及び事前研修会を開催します。 ・体験予定者：950名 ・受入協力施設数：約100施設 ・事前研修（合同オリエンテーション）：延べ2日間（1日×2回） ・体験日数：5日間
【期待される効果】 ⑤社会福祉施設での体験を通じて、人との関わり、人を支援する上で大切な姿勢や視点等を習得することにより、幅広い社会観・人生観が持てる視野を広げるきっかけとなり、義務教育を担うことを目指す者としての資質向上が図れる。

5 県社協の組織・経営基盤の充実強化

(1) 経営基盤の強化と事務局機能の強化
【事業項目】 ①理事会、評議員会、監事会の開催 ②会務運営や活動に関する定期報告「アクションレポート」の発行 ③広報紙「奈良県福祉だより」の発行、ホームページ等での情報提供 ④奈良県社会福祉大会「法人化70周年記念大会」の開催 ⑤多様なICTツールの研究・活用 ⑥テーマ別プロジェクトチームの編成・事業展開
【実施の目的・概要】 ①本会の適正な会務運営を図るため、理事会・評議員会・監事会を開催します。 時期：【理事会】6月上旬・下旬、令和8年3月上旬 【評議員会】6月下旬、令和8年3月下旬 【監事会】5月下旬 ②開かれた法人運営を図るため、活動及び経営に関する情報公開を推進します。 ③広報紙の内容充実やホームページの活用を通じて、より広く多くの方々に福祉関連の情報提供が行えるよう広報活動の強化を図ります。 発行：年4回（6月、9月、12月、3月）、6,500部 送付先：市町村社協、ボランティア活動者など2,000箇所 ④福祉関係者の顕彰表彰や、さらなる地域活動の推進を図ることを目的に、奈良県社会福祉大会「法人化70周年記念大会」を開催します。 時期：12月（予定） ⑤業務の効率化に向けた多様なICTツールの活用と、セキュリティ対策の強化を図ります。 ⑥テーマ別プロジェクトチームを編成し、部門横断による事業を展開します。
【期待される効果】 ①安定的な経営基盤の構築が図れ、会務運営の透明性が確保される。 ②県社協の活動や取組姿勢を広く発信することにより、活動への理解が深まり、地域福祉活動の活性化につながる。 ③社会福祉関係者の模範となる社会福祉活動の普及・啓発につながる。 ④業務の効率化が図られ、安定した経営基盤が構築される。

(2) 県社協の将来に向けた人材の育成と組織体制の強化
【事業項目】 ①職員研修体系の整備と目標管理制度の確立 ②職員提案型事業の企画・実施
【実施の目的・概要】 ①職務・職階に応じた研修体系の整備と目標管理制度の定着化を図ります。 ②職員の能力開発と実践知の継承のため、職員提案による事業企画を推奨・促進します。
【期待される効果】 ㊦職員育成の仕組みが整い、職員の能力開発が図れる。

(3) 安定した財源確保の取組強化と活用
【事業項目】 ①寄付者や賛助会員の拡大 ②地域福祉実践を支援する仕組みの開発 ③定期的な執行管理
【実施の目的・概要】 ①事業に必要な民間財源確保の取組を強化します。 ②民間財源を活用した地域福祉実践を支える仕組みを検討します。 ③職員のコスト意識の醸成により、効果的かつ効率的な執行を図ります。
【期待される効果】 ㊦安定した財源が確保でき、経営基盤の充実につながる。